

駿河湾の神秘
深海魚の写真を撮ろう

◎観光交流課
☎055-934-4747

深海魚のまちとして有名な戸田地区で、水揚げされた深海魚の写真を撮り、深海の魅力を感じよう！

◆へだ温泉深海魚撮影会参加者募集
戸田で水揚げされたばかりの深海魚を撮影してみませんか？運が良ければメンダコや深海ザメにも出会えるかも！
とき ①9月27日(日)、14時30分から
②10月18日(日)、14時30分から
ところ 戸田漁港製氷工場前特設会場
定員 各40人(先着順)
申込方法 ①9月22日(休)、10時から電話で
②10月11日(日)、10時から電話で
※撮影会の後、食べられる深海魚の詰め放題を行います(有料、1回300円)。
◎◎戸田観光協会 ☎0558-94-3115



◆深海魚フォトコンテスト作品募集
深海魚をテーマとしたフォトコンテストを開催します。入選作品は、観光パンフレットやカレンダー等に使用し、戸田の魅力のPRに活用します。
応募規定 ・カラープリント四つ切りサイズ(234mm×305mm、ワイド版不可)で合成処理の加工をしていないもの
・応募者自身が撮影した写真で未発表のもの
応募方法 応募作品1点ごとに、ホームページにある応募用紙に必要事項を記入し、作品の裏面に貼り付けて郵送または持参
応募期限 10月23日(金)(必着)
※詳細は、お問い合わせ頂くか、ホームページをご覧ください。
◎◎戸田観光協会
〒410-3402 戸田289-12
☎0558-94-3115
ホームページアドレス <http://www.heda-kanko.com/>



シルバー人材センターで
生きがいを見つけよう

◎長寿福祉課
☎055-934-4834

シルバー人材センターは、高齢者が働くことで、より健康で生きがいのある生活を送り、その経験や能力を地域社会づくりに役立てるための団体です。

◆シルバー人材センターに入会しませんか
沼津市シルバー人材センターには現在約1,300人の会員が登録され、植木の剪定、草刈り、通院の介添え等の臨時的・短期的で簡単な仕事を行っています。危険を伴う仕事や重労働はありません。
入会の条件
・市内に住む60歳以上で、健康で働く意欲のある人
・沼津市シルバー人材センターの趣旨に賛同する人
※詳細は、お問い合わせ下さい。



襖・障子の張り替え



植木の剪定

◆申し込み・問い合わせは ◎◎公益社団法人沼津市シルバー人材センター ☎055-964-1153

◆技能講習会に参加してみませんか
●表具サービス講習会 ～襖・障子の張り替え～
とき 10月15日(休)・16日(金)、9時～16時(全2回)
ところ 高齢者就業センター(本字千本)
対象 市内に住む60歳以上で、技術習得を希望する人
定員 15人(先着順)
受講料 1,500円
申込方法 10月1日(休)、9時から電話で
●清掃講習会 ～ダスキン職員から掃除のコツを学ぶ～
とき 10月21日(休)、13時30分～15時
ところ 高齢者就業センター大会議室(本字千本)
対象 市内に住む60歳以上の人
定員 20人(先着順)
持ち物 筆記用具
申込方法 9月25日(金)、9時から電話で
●体操講習会 ～腰痛予防について学ぶ～
とき 10月27日(火)、9時30分～11時30分
ところ 千本プラザ軽運動室
対象 市内に住む60歳以上の人
定員 20人(先着順)
持ち物 室内用の靴、飲み物、バスタオル
申込方法 9月25日(金)、9時から電話で

マイナンバー制度が始まります

住民票を持つすべての人に、一人一つの番号を付けて、社会保障・税・災害対策の分野で活用されるマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)の概要をお知らせします。

1 マイナンバーとは
10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の個人番号をマイナンバーといいます。
マイナンバーは、各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になります。平成28年1月以降に順次、税の手続きや雇用保険などの社会保障の手続きでマイナンバーの利用が開始されます。

便利になります！
マイナンバー導入のメリット

- ①国民の利便性の向上…行政機関への申請等で、添付書類が削減されるなど手続きが簡素化され、負担が軽減されます。
- ②行政の効率化…行政手続きがスムーズになるほか、災害時の被災者台帳の作成等が迅速になります。
- ③公平・公正な社会の実現…所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなることで、支援の公平化が図られます。

2 こんな分野で使います

社会保障	税	災害対策
<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険の資格取得や確認・給付 ハローワークの事務 医療保険の給付の請求 福祉分野の給付、生活保護 年金の資格取得や確認・給付など 	<ul style="list-style-type: none"> 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などの事務 都道府県・市町村などに提出する申告書、給与支払報告書などの事務 など 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援金の給付 被災者台帳の作成事務 など

！ 民間事業者の皆さんも、雇用保険や厚生年金の手続きや源泉徴収の手続きなどで、従業員のマイナンバーを収集し記載する必要があります。

3 個人情報保護について
▶制度面
・法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています
・なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています など
▶システム面
・マイナンバーなどを含む個人情報は従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します
・行政機関の情報のやり取りは暗号化し、マイナンバーを直接使いません など

4 利用開始の流れ
▶平成27年10月以降
住民票の住所に通知…12桁のマイナンバーをお知らせする「通知カード」が送付されます。
※住所変更手続きの際は「通知カード」をお持ち下さい。
▶平成28年1月
マイナンバーの利用開始…行政手続きでの利用が開始され、申請者への「個人番号カード」の発行が始まります。
※個人番号カードとは、マイナンバーを記載した書類の提出や本人確認などに利用できる公的身分証明書です。取得方法等は、通知カード同封の書類をご覧ください。



通知カードの見本



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

5 さらに詳しく知りたいときは
●通知カード、個人番号カードに関する事… 市民課(受付係) ☎055-934-4721
●民間事業者での取り扱いに関する事… 情報システム課(マイナンバー準備室) ☎055-934-4706
●個人情報保護に関する事… 広報広聴課(市民相談センター) ☎055-934-4700
●マイナンバー制度全般に関する事… 専用コールセンター(全国共通ダイヤル) ☎0570-20-0178

お問い合わせは
各電話番号へ